

# 群馬県適正化通信 NO.166(令和4年6月号)

## 対面点呼に代わる遠隔点呼について

自動車運送事業者においては、営業所に運行管理者を配置し、原則として対面により点呼を行い必要な指示を与えること等が定められています。

これまで、輸送の安全に関する取組が優良であると認められる営業所（Gマーク営業所等）については、届出を行うことにより I T 点呼の実施が可能となっていました。

近年の情報通信技術（I C T）の発展により、高度な点呼機器の活用による I T 点呼（遠隔点呼）の対象拡大を検討するため、令和3年3月に運行管理高度化検討会が設置されました。

同検討会において、遠隔点呼に使用する機器・システムの要件や運営上の遵守事項等であって、対面での点呼と同等の確実性を担保するために必要となる項目がとりまとめられ、令和4年4月以降、同検討会の監督下において行われる遠隔点呼については、「遠隔点呼実施要領」に基づき取り扱うこととされました。

これにより、「遠隔点呼実施要領」に基づいて遠隔点呼を行った場合、貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成2年運輸省令第22号）第7条の規定に適合する点呼を行ったものとして取り扱われることとなりました。

また、輸送の安全に関する取組が優良であると認められる営業所において認められている現行の I T 点呼については、従前どおりの取り扱いとなります。I T 点呼に関しては、平成28年9月号の適正化通信（No.97）に掲載しておりますので参考にしてください。

### ◆運輸支局長等への申請・届出について◆

遠隔点呼を行おうとする事業者は、定められた提出期限までに『遠隔点呼の実施に係る申請書』及び『遠隔点呼の実施に係る適合確認・宣誓書』を含む添付書類を遠隔点呼実施営業所等及び被遠隔点呼実施営業所等を管轄する運輸支局長等に提出する必要があります。

遠隔点呼開始予定月	申請書提出期限
令和4年7月～令和4年9月	令和4年5月31日
令和4年10月～令和4年12月	令和4年8月31日
令和5年1月～令和5年3月	令和4年11月30日

また、遠隔点呼に使用する機器・システム等を変更しようとする場合にも、定められた提出期限までに『遠隔点呼の変更に係る申請書』及び『遠隔点呼の変更に係る適合確認・宣誓書』を含む添付書類を管轄する運輸支局長等に提出する必要があります。

遠隔点呼変更予定月	変更申請書提出期限
令和4年10月～令和4年12月	令和4年8月31日
令和5年1月～令和5年3月	令和4年11月30日

ただし、申請書の記載事項の変更等その内容が軽微なもの（当該変更後においても、遠隔点呼実施要領IIIからVまでに定める要件又は遵守事項に適合することが明白なものをいう）については、変更後遅滞なく『遠隔点呼の変更に係る届出書』を管轄する運輸支局長等に提出する必要があります。

なお、遠隔点呼を終了しようとする事業者は、あらかじめ管轄する運輸支局長等に『遠隔点呼の終了に係る届出書』を提出する必要があります。

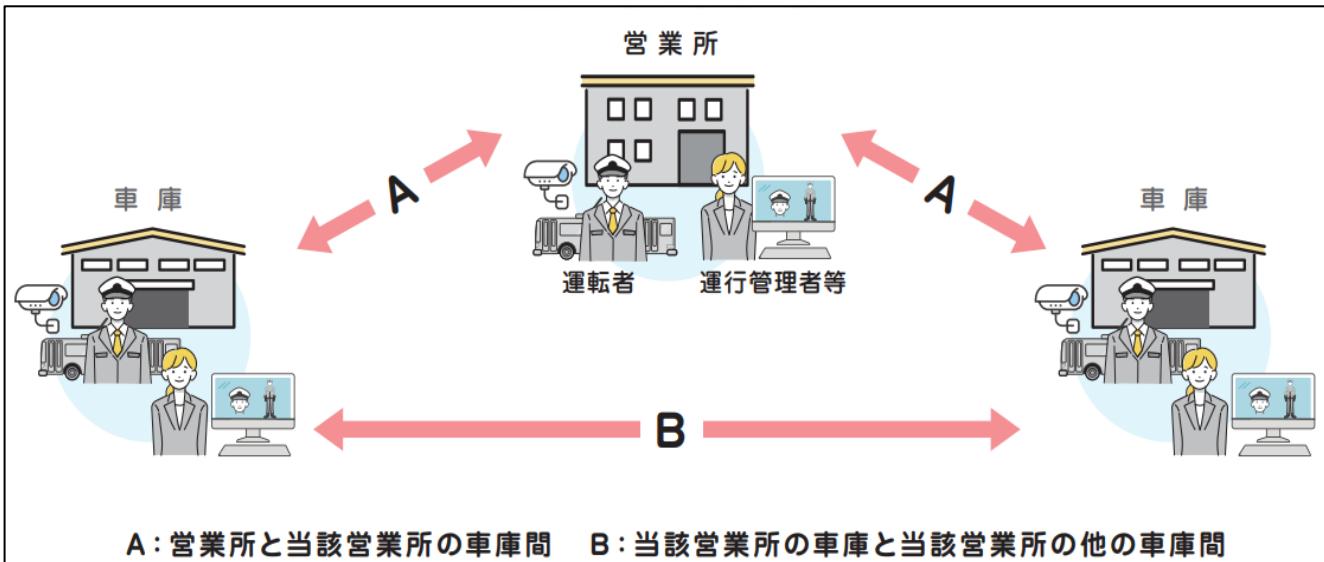
※上記以外の申請時期等は、今後、決定次第お知らせします。

不明な点は気軽に適正化指導員にお尋ね下さい。

群馬県貨物自動車運送適正化事業実施機関  
電話 027-212-8821

## ◆遠隔点呼が可能な範囲について◆

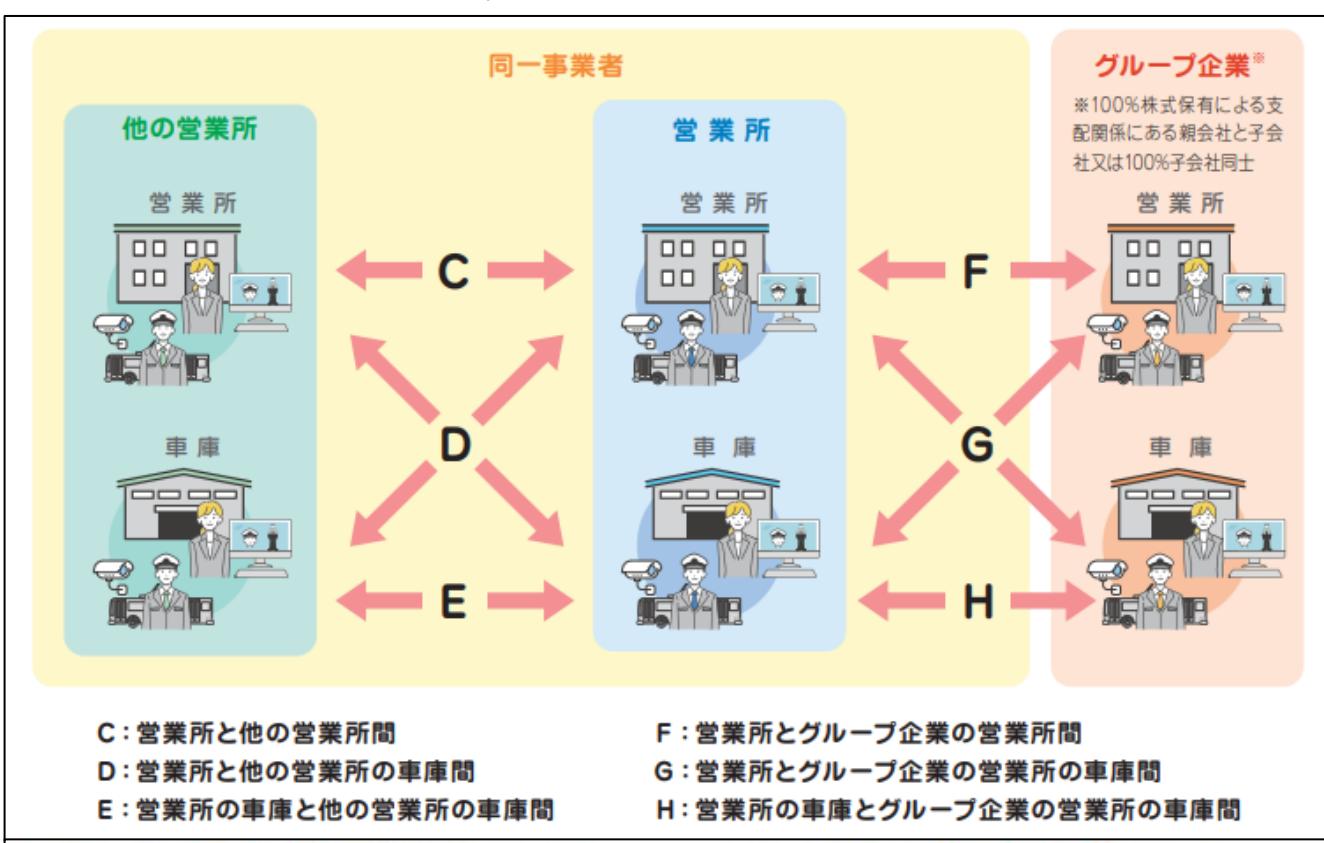
### ①営業所と当該営業所の車庫間又は当該営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間



A : 営業所と当該営業所の車庫間    B : 当該営業所の車庫と当該営業所の他の車庫間

### ②営業所と他の営業所間、営業所と他の営業所の車庫間若しくは営業所の車庫と他の営業所の車庫間又は営業所とグループ企業の営業所間、営業所とグループ企業の営業所の車庫間若しくは営業所の車庫とグループ企業の営業所の車庫間

※「グループ企業」とは、100%株式保有による支配関係にある親会社と子会社又は100%子会社同士をいう。



C : 営業所と他の営業所間

D : 営業所と他の営業所の車庫間

E : 営業所の車庫と他の営業所の車庫間

F : 営業所とグループ企業の営業所間

G : 営業所とグループ企業の営業所の車庫間

H : 営業所の車庫とグループ企業の営業所の車庫間

### 遠隔点呼を行う運行管理者等の注意点



- 運行管理者等が所属する営業所が適切に管理する機器・システムを使用して遠隔点呼を実施
- 遠隔点呼の際、運行管理者等は運転者の所属する営業所名及び運転者が遠隔点呼を受ける場所を確認



### 遠隔点呼を受ける運転者の注意点

- 遠隔点呼を受ける運転者が所属する営業所が適切に管理する機器・システムを使用して遠隔点呼を受ける

## ◆遠隔点呼に使用する機器・システムが満たすべき要件について◆

### ①遠隔点呼に関する基本要件【※カメラ・モニターの推奨スペックは推奨であり必須ではありません】



- カメラ・モニター等を通じ、運行管理者等が、運転者の顔の表情、全身、酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を隨時明瞭に確認できる
- アルコール検知器の測定結果を自動的に記録及び保存するとともに、運行管理者等が当該測定結果を直ちに確認できる

カメラの推奨

画素数：200万画素以上  
フレームレート：30fps以上

モニターの推奨

サイズ：16インチ以上  
解像度：1920x1080px以上

### ②運行管理者等の確認すべき情報について

遠隔点呼に必要な以下の情報が営業所等間で共有され、運行管理者等が確認できること

- 日常の健康状態
- 指導監督の記録
- 運転者台帳又は乗務員台帳の内容
- 車両の整備状況
- 労働時間
- 運行に要する携行品
- 過去の点呼記録

#### 適合例/不適合例

- 情報がデータベース化されており運行管理者側に隨時表示される
- 情報が共有フォルダ等に保存されており、運行管理者側からいつでも確認できる
- × 紙による共有、点呼前にメール等で共有



### その他、以下の情報が確認できること

運転者の疾病、疲労、睡眠不足等の状況の平常時との比較

#### 適合例

- 体温、睡眠時間等の平均値が表示され、今回点呼時の測定値と比較できる
- 事前に運転者から聴取した日常の体温、睡眠時間及び直近の健康診断結果が表示され、当日の状況と比較できる



### 運行に使用する車両の日常点検の結果

#### 適合例

- 日常点検表がPDFファイル等で電子化され、運行管理者側から確認できる
- 運転者がカメラ越しに見せた日常点検表を運行管理者側から確認できる

### 運転者に伝達すべき事項

#### 適合例

- 運転者が所属する営業所の運行管理者等が、運転者への伝達事項を事前に入力し、運行管理者が点呼時に確認できる

### ③なりすましの防止



事前に登録された運行管理者等/運転者以外の者による遠隔点呼が行えないよう、個人を確実に識別できる生体認証機能を有すること

#### 適合例/不適合例

- 虹彩認証等、事前に登録した生体情報に基づく認証
- × ID・パスワード入力による認証、免許証や乗務員証による認証
- × ログイン初回のみ生体認証を行い、点呼ごとに認証が行われない

### ④点呼結果とその記録について

点呼結果及び機器故障内容が電磁的方法により記録されること

- 記録は1年間保持されること
- 記録の修正及び消去ができないこと、又は修正された場合に修正前の情報が残り消去できないこと
- 機器・システムで保存された内部構造のまま、一括でCSV形式で出力できること

### 点呼結果

- 下記の点呼結果が運転者ごとに記録されること
- 遠隔点呼を実施する営業所等間で共有できること

#### 点呼結果 乗務前後共通

- 遠隔点呼実施者名
- 運転者名
- 点呼日時
- 点呼方法
- 運転者の乗務に係る事業用自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- 運転者の酒気帯びの状況に関する測定結果及び酒気帯びの確認結果
- 運転者の酒気帯びの状況に関する測定時の静止画又は動画
- その他必要な事項

#### + 乗務前

- 運転者の疾病、疲労、睡眠不足の状況に関する確認結果
- 日常点検の確認結果
- 指示事項
- 運行管理者等が乗務不可と判断した場合は、乗務不可と判断した理由及び代替措置の内容

#### + 乗務後

- 自動車、道路及び運行の状況
- 交替運転者に対する通告



### 機器故障内容

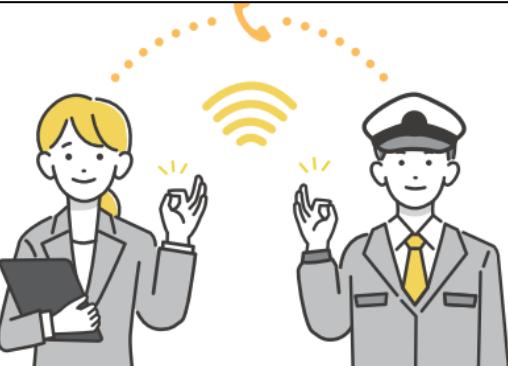
- 故障が発生した際、故障発生日時及び故障内容が記録されること

## ◆遠隔点呼を実施する場所が満たすべき施設・環境要件について◆

### ①環境照度の確保

	
カメラ、モニター等を通じ、運行管理者等が運転者の顔の表情、全身、酒気帯びの有無、疾病、疲労、睡眠不足等の状況を明瞭に確認できる環境照度の確保 環境照度の推奨：運転者の顔とカメラの間の照度は500ルクス程度が望ましい	

### ②監視カメラの設置

<ul style="list-style-type: none"><li>● 点呼が途絶しないように必要な通信環境を備えること</li></ul>	
<p><b>不適合例</b></p> <p>× 頻繁に映像が停止したり、音声が途切れたりする</p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 運行管理者等と運転者の対話が妨げられることのないよう、必要な通話環境を確保</li></ul> <p><b>不適合例</b></p> <p>× 通話にノイズがのっていたり、点呼場周辺の雑音で音声が聞き取りづらい</p>	

## ◆遠隔点呼を実施する場所が満たすべき施設・環境要件について◆

### ①運行管理者等の遵守事項

<h4>事前の情報把握について</h4> <p>地理情報や道路交通情報等、業務を遂行するために必要な情報を把握しておく</p> 	<h4>運行中の車両位置の把握</h4> <p>点呼漏れや車両の持ち帰りの防止のため、車両位置の把握に努める</p> <p>車両位置の把握手段の例 GPS等による車両位置管理システムの導入、活用等</p> 
<h4>面識のない運転者に対し遠隔点呼を行う場合</h4> <p>遠隔点呼を受ける運転者の顔の表情、健康状態及び適性診断結果その他の遠隔点呼の実施に必要な事項について、事前に運転者と対面又はオンラインで面談する機会を設け、確認すること</p> 	<h4>運転者の携行品について</h4> <p>遠隔点呼実施時に、運転者の携行品の保持状況又は返却状況を確認</p> <p>確認手段の例 機器・システムによる携行品の有無検出、監視カメラ等による携行品置き場の状況確認等</p> 

### ②非常時の対応

<h4>運転者の乗務不可判断について</h4> <p>運行管理者等は、遠隔点呼により運転者が乗務できないと判断した場合、直ちに運転者が所属する営業所の運行管理者等に連絡</p> <p>運転者が所属する営業所では交替運転者を手配する等の代替措置を講じることができる体制を整備</p> 	<h4>遠隔点呼の実施が困難となった場合</h4> <p>機器故障等の場合</p> <p>運行管理者等による対面点呼又は営業所等で実施が認められている点呼を実施できる体制を整備</p> 
--	--

### ③情報共有について

<h4>グループ企業間で遠隔点呼を実施する場合</h4> <p>必要に応じ、遠隔点呼に必要な情報の取扱い等に係る契約を締結</p> <h4>個人情報の扱いについて</h4> <p>運行管理者等/運転者の認証に必要な生体情報等、遠隔点呼の実施にあたり個人情報を扱う場合には、事業者と対象者間で同意を得る</p> 	<h4>事業者の遵守事項</h4> <p>遠隔点呼の運用に関し必要な事項について、あらかじめ運行管理規程に明記するとともに、運行管理者や運転者等の関係者に周知</p>
--	---